

業績評価シート(平成25年度)

目 次

<健康保険>

- 1. 保険運営の企画
- 2. 健康保険給付等
- 3. 保健事業

<船員保険>

- 1. 保険運営の企画・実施P37～43
- 2. 船員保険給付等の円滑な実施P44～50
- 3. 保健・福祉事業の着実な実施P51～55

<組織運営及び業務改革>

- 1. 業務・システムの刷新P56
- 2. 組織や人事制度の適切な運営と改革P57～59
- 3. 人材育成の推進P60
- 4. 業務改革の推進P61
- 5. 経費の節減等の推進P62

<その他>

- 1. 事業主との連携・連携強化への取組みP63～64

全国健康保険協会の業績に関する評価（船員保険）

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

25年度事業計画		評価等	
1. 保険運営の企画・実施			
(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進			
【評価の視点】 加入者の医療費、健診データを分析するとともに、加入者の疾病の予防や健康増進、医療費の適正化のための取組みを総合的に推進しているか。		<事業報告（概要）> 加入者の疾病予防を目的として、特定健康診査等の実施率向上のため、健診実施機関の拡大等を図ったほか、一人ひとりの健康状況に応じたオーダーメイドの「情報提供冊子」の配付及び「出前健康講座」の実施等により加入者の健康づくりに対する意識の向上に向けた取組みを行いました。 加入者へ「ジェネリック医薬品軽減額通知」や「医療費通知」などを送付することにより医療費に関する積極的な情報提供を行い、レセプト点検においては、点検員1名を増員し審査体制の充実を図るとともに、レセプトシステムの抽出機能を活用し、レセプト点検の効果的な推進に努めました。また、レセプト点検に係る知識・技術を習得するための実務研修を実施したほか、審査医師の助言を得て査定事例集を作成し情報の共有化を行い、医療費の適正化等を目的とした取組みを行いました。 このほか、データヘルス計画に先行し、オーダーメイドの「情報提供冊子」を生活習慣病予防健診を受診した35歳以上の被保険者全員に送付し健診意識の啓発等を行っていましたが、25年度は特定保健指導の実施率が低迷していること及び糖尿病を発症した場合の医療費が将来的な保険財政に影響を与えることから「情報提供冊子」の送付対象者を、特定保健指導対象者及び糖尿病患者等の受診勧奨者に重点化したうえで、保険者としての取組みを総合的に推進しました。	
<自己評価>	A	<委員ご意見>	<最終評価>
・加入者の健康増進等を図るため、特定健診等の実施率の向上に向けて、健診実施機関等の大幅な拡充、自己負担額の軽減等に取り組むとともに、生活習慣病予防健診の対象に被扶養者を追加し、健診内容の充実を図り、健診等の利用を促進しました。また、加入者の健康増進の意識の向上に向けて、一人ひとりの健診結果に応じて生活習慣の改善策等を情報提供するオーダーメイドの「健康情報冊子」を送付するなどの各種取組みを積極的に行いました。 ・医療費適正化の取組みとしては、ジェネリック医薬品の使用促進を図るため、「ジェネリック医薬品軽減額通知」について、送付対象者を前年度から大幅に増やすとともに、1回目の通知で切り替えていただけなかった方に2回目の通知を送付するよう内容の充実を図って実施した結果、ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）は、26年3月で29.6%となり、財政効果額も前年度を大幅に上回りました。 ・このほか、保険者として医療費の適正化などの取組みを強化するため、下船後の療養補償の対象範囲で適正な受診がされるよう、「医療費通知」及び「被扶養者資格の再確認」の送付時に、適正な受診に関するリーフレットを配付するなど広報の取組みを行いました。 ・さらに、オーダーメイドの「情報提供冊子」を受け取られた方のその後における特定保健指導の利用状況及び医療機関への受診行動について調査分析を行うなど、データヘルス計画に先行する形での取組みにも着手しました。			

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

25年度事業計画		評価等		
1. 保険運営の企画・実施				
(2) 情報提供・広報の充実				
【評価の視点】 加入者の立場からわかりやすい積極的な情報提供を適切に実施しているか。 機関誌等による情報提供（広報）を定期的かつ効率的に実施しているか。		<事業報告（概要）> 加入者や船舶所有者への情報提供・広報については、ホームページや関係団体の機関誌等を活用し、タイムリーな情報提供と丁寧な広報活動に努めています。 ホームページには、申請手続きや健康づくりに関する情報などを盛り込んだ「船員保険マンスリー」を毎月掲載するとともに、「無線医療助言事業」や「保養事業」等の福祉事業に関することなど、加入者や船舶所有者に役立つ情報の提供に努めています。 なお、25年3月の協会ホームページリニューアルに伴い、ホームページの総アクセス件数は717,354件（24年度600,168件）と増加しました。 また、インターネットを利用されない加入者や船舶所有者の皆様も含め、幅広く広報を行うために、25年10月から、被保険者証と一緒に携帯できる大きさに、船員保険の給付内容等について説明したリーフレット「船員保険のしおり」を作成し、被保険者証の送付時に同封、配付を始め、25年11月には、船員保険の運営状況等について説明した「船員保険通信」を作成し、全ての被保険者及び船舶所有者に配付し、さらに、船員保険の概要や利用手続きについて説明したリーフレット「船員保険のご案内」を作成し、労働基準監督署や船員保険事務を取扱う年金事務所などの関係機関の窓口に設置していただきました。 （配付（布）内訳） ・船員保険のしおり：被保険者（被扶養者）約43,000部、疾病任意継続被保険者（被扶養者）約11,000部 ・船員保険通信：被保険者約59,000部、船舶所有者約4,700部 ・船員保険のご案内：労働基準監督署約5,500部、年金事務所約2,900部、協会支部約1,600部 その他、加入者にジェネリック医薬品軽減額通知等を送付する際や船舶所有者の皆様には保険料納入告知書を送付する際等において、保険料率に関する情報提供や健診事業や保養事業のご案内、その他制度周知に関する案内リーフレット等を同封し、配付しました。 機関誌等による広報については、関係団体に多大な協力のもとに定期的に各団体の機関誌等において、時宜を得た、かつ、きめ細やかな情報提供、広報を実施しました。		
<自己評価> ・加入者にわかりやすい積極的な情報提供を実施するため、25年3月協会ホームページをリニューアルし、新たにコンテンツ「こんなときどうする」を掲載、「無線医療助言事業」や「保養事業」等の福祉事業に関することなど、加入者や船舶所有者の役立つ情報の提供に努めたことにより25年度の総アクセス件数は、717,354件（対前年度比19.5%）と大幅に増加しました。 ・紙媒体による広報についても、以下のような取組みを行い、充実を図りました。 ①25年度からの新たな取組みとして、被保険者証と一緒に携帯できる大きさに、船員保険制度における給付内容等について説明した「船員保険のしおり」を作成し、被保険者証の交付時に配付し、加入者の制度理解の一助としました。 ②船員保険の運営状況や決算状況等をよりわかりやすくするため「船員保険通信」については、ページ数を増やし（前年度の見開き4ページから巻き三つ折り6ページとページ増）、加入者や船舶所有者への情報提供内容の拡充を図るとともに、25年度は被保険者に確実に手元に届くよう直接被保険者へ送付するなど積極的な情報提供を行いました。 <次頁に続く>		S	<委員ご意見>	<最終評価>

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

25年度事業計画		評価等	
1. 保険運営の企画・実施			
(2) 情報提供・広報の充実			
前掲のとおり	<事業報告（概要）>		
<自己評価>	<委員ご意見>	<最終評価>	
<前頁からの続き> ③新規加入者等に対し制度の概要や手続き等を周知するため年度末に作成している「船員保険のご案内」についても、ページ数を増やし（前年度の巻き三つ折り6ページから観音折り8ページとページ増）、労働基準監督署や船員保険事務を取扱う年金事務所などの窓口等において、積極的な情報提供に努めました。 ・また、定期的かつ効率的な広報を実施するため、年度当初に年間の「船員保険広報実施計画」を策定し、関係団体（25年度6団体、24年度5団体）の協力も得ながら積極的な情報提供に努めた結果、関係団体の機関紙等における情報提供の件数は大幅に増加しました。			

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

25年度事業計画		評価等										
1. 保険運営の企画・実施												
(3) ジェネリック医薬品の使用促進												
【評価の視点】 ジェネリック医薬品使用促進に係る広報を実施するとともに、希望カードの配付や自己負担額軽減効果通知サービスを実施し、ジェネリック医薬品の使用促進を図っているか。	<事業報告（概要）> 船員保険加入者へのジェネリック医薬品の使用促進として以下の取組みを実施しました。 ・ジェネリック医薬品軽減額通知を送付し、ジェネリック医薬品に切替えることでどれくらい窓口負担が軽減されるのかお知らせする。 ・「ジェネリック医薬品希望カード」や「ジェネリック医薬品希望シール」を送付し、加入者が医師や薬剤師にジェネリック医薬品を希望することを伝えやすくする。 ・ホームページや関係団体の機関誌等を通じた、ジェネリック医薬品に関する広報。 【ジェネリック医薬品軽減額通知】 先発医薬品を長期服用している25歳以上の方のうち、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に薬代の自己負担の軽減が一定金額以上見込まれる方に対し、薬代の自己負担の軽減額を通知しました。25年度においては、1回目通知時に切り替えなかった者（全部または一部）に対して、年度内に2回目の通知を行う取組みも行い、1回目通知は25年10月に約5,800通を送付し、2回目通知は26年3月に約2,600通を送付しました。通知者のうち2,102人がジェネリック医薬品に切り替えていただき、これによる医療費の軽減効果額は、1ヶ月あたり約271万円、単純に1年間に推計すると年間約3,249万円の財政効果となりました。 <ジェネリック医薬品軽減額通知効果額（推計）> 24年度 1,200万円 → 25年度 3,249万円 <ジェネリック医薬品への切替者数> 24年度 687人 → 25年度 2,102人 【ジェネリック医薬品使用割合】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>26年3月</th> <th>25年3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量ベース</td> <td>29.6%</td> <td>26.4%</td> </tr> <tr> <td>金額ベース</td> <td>12.1%</td> <td>10.9%</td> </tr> </tbody> </table> <次頁に続く>				26年3月	25年3月	数量ベース	29.6%	26.4%	金額ベース	12.1%	10.9%
	26年3月	25年3月										
数量ベース	29.6%	26.4%										
金額ベース	12.1%	10.9%										
<自己評価> ・調剤レセプトにおける軽減額通知の基準額の引下げ（300円→100円）等により、通知の送付対象者数を約2,800名から約8,400名へと約3倍に増やすとともに、1回目の通知で切り替えていただけなかった方に2回目の通知を送付するよう、内容を見直して実施した結果、切替者数も大幅に増加し、前年度に比べ約2.7倍の約3,200万円の財政効果を上げることができました。 ・また、ジェネリック医薬品への切替えの意思表示をする際に利用いただくよう配付していた「ジェネリック医薬品希望カード」に加え、新たな取組みとして、被保険者証やお薬手帳に貼ることで、より容易にジェネリック医薬品への切り替えの意思表示をしていただける「ジェネリック医薬品希望シール」を約33,400枚作成し、軽減額通知を送付する際に同封するとともに、25年10月からは被保険者証の送付時に同封するなど、ジェネリック医薬品の使用促進に積極的に取り組みました。	S	<委員ご意見>	<最終評価>									

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

25年度事業計画		評価等	
1. 保険運営の企画・実施			
(3) ジェネリック医薬品の使用促進			
前掲のとおり	<事業報告（概要）> <前頁からの続き> 【使用促進ツールの作成・配付】 ジェネリック医薬品の使用を促進するためのツールとして、「ジェネリック医薬品希望カード付リーフレット」を49,000枚作成し医療費通知に同封して配付しました。このほか、「ジェネリック医薬品希望シール」を33,400枚作成し、「ジェネリック医薬品軽減額通知」や被保険者証の送付時に同封して配付しました。		
<自己評価>		<委員ご意見>	<最終評価>

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

25年度事業計画		評価等		
1. 保険運営の企画・運営				
(4) 健全かつ安定的な財政運営の確保				
【評価の視点】 医療費適正化、業務改革、経費の削減等の取組みを強化するとともに、加入者の疾病予防、健康増進、医療の質の向上等のための取組みを総合的に推進し、中長期的に安定的な財政運営を確保するよう努めているか。		<事業報告（概要）> 25年度の船員保険の収入は471億円であり、その主な内訳は、保険料等交付金が348億円、疾病任意継続被保険者保険料が14億円、国庫補助金・負担金が30億円、職務上年金給付費等交付金が63億円です。一方、支出は462億円であり、その主な内訳は、保険給付費が262億円、拠出金等が123億円、介護納付金が33億円、業務経費・一般管理費が33億円です。 船員保険の直近の財政状況は比較的安定していますが、緩やかになってきているとはいえ、被保険者数の減少傾向や加入者1人当たり医療費の増加傾向は継続しており、引き続き、各種指標の動向等を見極めながら、安定的な財政運営に努めていく必要があります。 また、今後も安定的な財政運営を確保するため、被保険者数の減少傾向や加入者1人当たり医療費の増加傾向を踏まえた船員保険の中期的収支見通しを作成し、船員保険協議会に報告していきます。		
<自己評価> ・支出面においては、ジェネリック医薬品の使用促進やレセプト点検の推進、さらには、「柔道整復施術療養費」や「下船後の療養補償」の利用の適正化等を通じて、医療費支出の適正化、効率化に努めるとともに、健診実施機関の拡充や健診内容の充実等による生活習慣病予防健診等の利用促進、一人ひとりの健診結果を踏まえた、オーダーメイドの「健康情報冊子」の配付等を通じて、加入者の疾病予防・健康増進に取り組みました。 ・また、収入面においては、25年度は、年度収支の均衡を図る観点から保険料率の見直しを行い、船員保険協議会における関係者の意見等も踏まえた上で、24年度と比べて、疾病保険料率は0.3%引き上げて10.1%に、災害保健福祉保険料は0.15%引き下げて1.05%とし、安定的な財政運営を確保するよう努めました。		B	<委員ご意見>	<最終評価>

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

25年度事業計画		評価等						
1. 保険運営の企画・実施								
(5) 準備金の安全確保かつ有利な管理・運用								
【評価の視点】 船員保険の準備金については、安全確保かつ有利な運用を行っているか。 運用状況は定期的に船員保険協議会において報告しているか。	＜事業報告（概要）＞ 船員保険の準備金は、将来の保険給付費等の支払いに備えるほか、被保険者の保険料率の軽減に充てるため等の財源として保有しています。この準備金は、22年6月から金銭信託（運用対象は満期保有を原則とした日本国債）により運用しており、25年度の運用益は約8,700万円となっています。 なお、運用状況については、前年度の運用状況（決算）を毎年7月に定期報告しています。（26年7月は25年度の運用状況を報告）							
	[運用状況] <table><tr><td></td><td>25年度</td></tr><tr><td>年度末運用資産残高</td><td>約302億円（未収利息約2千万円）</td></tr><tr><td>利回り</td><td>実現利回り0.288％（総利回り0.278％）</td></tr></table>				25年度	年度末運用資産残高	約302億円（未収利息約2千万円）	利回り
	25年度							
年度末運用資産残高	約302億円（未収利息約2千万円）							
利回り	実現利回り0.288％（総利回り0.278％）							
＜自己評価＞ ・船員保険の準備金については、安全確保かつ有利な運用を行うこととされていることから、25年度においても、満期保有を原則とした国債での運用を行い、運用環境等の違いはあるものの、昨年度に引き続き、前年度を上回る運用利回りを上げることができました。	A	＜委員ご意見＞	＜最終評価＞					

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

25年度事業計画		評価等	
2. 船員保険給付等の円滑な実施			
(1) 保険給付等の適正かつ迅速な支払い			
【評価の視点】 保険給付等を確実かつ迅速に支払うとともに、必要に応じて実地調査等を実施し、給付の適正化を図っているか。 下船後の療養補償について、制度の趣旨や仕組みについて周知を図っているか。 柔道整復施術療養費について、加入者等に対する文書照会等を実施する等、不適切な申請事例に対する厳格な対応や適正受診の促進を図っているか。	<事業報告（概要）> ・職務外給付支給額：高額療養費（償還払い）1億6,657万円（支給件数3,206件）、柔道整復施術療養費1億5,573万円（支給件数37,348件）、その他の療養費3,682万円（支給件数2,266件）、傷病手当金16億7,808万円（支給件数5,864件）、出産手当金1,212万円（支給件数24件）、出産育児一時金4億7,742万円（支給件数1,145件）等 ・職務上乗せ給付等支給額：休業手当金1億2,893万円（支給件数954件）、障害年金・遺族年金1,452万円（25年度末の受給権者数10人）、障害手当金・遺族一時金4,340万円（支給件数107件）等 ・経過的職務上給付支給額：傷病手当金2億2,249万円（支給件数495件）、障害年金・遺族年金41億4,388万円（25年度末の受給権者数2,261人）、障害手当金・遺族一時金7,325万円（支給件数9件） このほか、休業特別支給金、障害特別支給金及び遺族特別支給金について、1億4,074万円（592件）を支給するとともに、経過的特別支給金について、6,225万円（同63件）を支給しました。 また、東日本大震災の被災者の方の一部負担金免除に関しては、福島第一原発事故の警戒区域等の被災者の方について、免除期間が延長されたことから、26年2月に免除期間を更新した証明書を送付しました。（免除証明書更新件数（26年2月時）：25件） さらに、船員保険給付を適正に行うため、下船後の療養補償については、療養補償の対象範囲での適正な受診がなされるよう、加入者には「医療費通知」の送付時に、また、船舶所有者には「被扶養者資格の再確認」のお願い時に、適正な受診に関するリーフレットの配付等により周知を図りました。柔道整復施術療養費に関しても、多部位・頻回受診等の申請については、対象の加入者に文書による照会を実施（900件）するとともに、加入者には「ジェネリック医薬品軽減額通知」及び「医療費通知」を送付する際に、船舶所有者には「被扶養者資格の再確認」のお願い時に、柔道整復師のかかり方を説明したリーフレットを同封しました。下船後の療養補償や柔道整復施術療養費に関しては、このほかに関係団体の機関誌等に適正受診に係る広報記事を掲載いただきました。		
<自己評価> ・傷病手当金等の保険給付の支払いに当たっては、サービススタンダード（申請から振込まで10営業日以内）を年度を通して100%達成し、迅速な支払いに努めました。また、平成24年度の船員保険協議会において、平成22年1月以降労災保険を受給することとなった船員に対して、船員保険から特別支給金等を支給することが決定されたことを受けて、25年度においては、対象者について厚生労働省から労災保険の受給者データの提供を受けて、申請勧奨を本格的に開始、実施しました。 ・また、保険給付を適正に行うため、傷病手当金等の現金給付等に関しては、審査の際に必要な応じ医師照会等を行ったほか、柔道整復施術療養費や下船後の療養補償に関しては重点的に適正受診に係る文書照会や広報を実施しました。 下船後の療養補償については、療養補償の対象範囲での適切な受診がなされるよう、関係団体の機関誌への掲載のほか、加入者には「医療費通知」の送付時に、また、船舶所有者には「被扶養者資格の再確認」のお願い時に、リーフレットの配付等を行い制度の趣旨や仕組みについて周知を図りました。 柔道整復施術療養費については、多部位・頻回受診等の申請について、加入者への文書照会を昨年度を上回る件数実施した結果、加入者1人当たりの給付額や申請書1件当たりの給付額が減少するなど、給付の適正化が図られました。	A	<委員ご意見>	<最終評価>

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

25年度事業計画		評価等																												
2. 船員保険給付等の円滑な実施																														
(2) サービス向上のための取組																														
【評価の視点】 職務外給付については、サービススタンダード（10営業日以内）の状況を適切に管理し、100%の達成率を目標に着実に実施しているか。 意見や苦情等を迅速にサービス改善に結びつけるとともに、お客様満足度調査について必要な見直しを行ったうえで、継続的に実施しているか。 申請書等の様式や記載要領等については、わかりやすく改善するとともに、手続きの簡素化を進めているか。 【目標指標】 ・職務外給付の受付から振込までの日数：10営業日以内（サービススタンダード） ・サービススタンダードの達成率：100% ・資格情報取得から保険証の送付までの平均日数：3営業日以内 【検証指標】 ・申請・手続き方法、職員応接態度及びサービス全体としてのお客様満足度 ・お客様からの苦情・意見の件数とその内容		<事業報告（概要）> 【サービススタンダード】 サービススタンダードの達成率（10 営業日以内に振込むことができた割合）は、年度を通して100%を達成することができました。また、平均所要日数は6.62 日でした。被保険者証の発行に要する日数についても、25 年度の平均は2.00 日（疾病任意継続被保険者分は2.12 日）であり、目標指標である3 営業日以内を達成しています。 また、25年10月より、被保険者証を送付する際には「船員保険のしおり」を同封するとともに専用ケースに入れて送付するなどサービスの向上に努めました。 【お客様満足度調査】 加入者の意見を適切に把握しサービスの改善や向上に努めるため、疾病任意継続被保険者の被保険者証や傷病手当金、高額療養費及び休業手当金の支給決定通知書を送付する際にアンケートはがきを同封し、お客様満足度調査を実施しました。（25年8月～26年2月送付） <table><tr><th>指標</th><th>24年度</th><th>24年度</th><th>25年度</th><th>対前年度比</th></tr><tr><td>事務処理に要した期間に対する満足度</td><td>44%</td><td>44%</td><td>75%</td><td>31%ポイント</td></tr><tr><td>手続き方法に対する満足度</td><td>40%</td><td>40%</td><td>86%</td><td>46%ポイント</td></tr><tr><td>職員の応接態度に対する満足度</td><td>55%</td><td>55%</td><td>92%</td><td>37%ポイント</td></tr><tr><td>サービス全体としての満足度</td><td>47%</td><td>47%</td><td>81%</td><td>34%ポイント</td></tr></table> ※満足度とは、お客様満足度調査（アンケート）における回答全体のうち、「満足」又は「やや満足」と回答した方の割合です。（回答の選択肢は、23年度及び24年度は「満足」「やや満足」「普通」「やや不満」「不満」の5肢、25年度が「満足」「やや満足」「やや不満」「不満」の4肢） <次頁に続く>				指標	24年度	24年度	25年度	対前年度比	事務処理に要した期間に対する満足度	44%	44%	75%	31%ポイント	手続き方法に対する満足度	40%	40%	86%	46%ポイント	職員の応接態度に対する満足度	55%	55%	92%	37%ポイント	サービス全体としての満足度	47%	47%	81%	34%ポイント
指標	24年度	24年度	25年度	対前年度比																										
事務処理に要した期間に対する満足度	44%	44%	75%	31%ポイント																										
手続き方法に対する満足度	40%	40%	86%	46%ポイント																										
職員の応接態度に対する満足度	55%	55%	92%	37%ポイント																										
サービス全体としての満足度	47%	47%	81%	34%ポイント																										
<自己評価> ・傷病手当金等の職務外給付の支給に当たっては、サービススタンダードについて、年度を通して100%を達成することができました。平均所要日数は、25年度は6.62日でしたが、さらに申請書の審査・支払の進捗状況の管理方法の見直しを進め、一層の向上に努めています。また、被保険者証の交付についても、船員保険においては、日本年金機構から加入資格情報を取得後に改めて資格取得の入力処理を行う必要がある中で、平均所要日数は、2.00と目標の3営業日以内を達成しています（疾病任意継続被保険者については、2.12日）。 ・25年度は、船員保険部内に「サービス向上委員会」を新設し、電話相談でのご意見・ご提案・苦情、お客様満足度調査のアンケート結果及びお手紙によるご意見等をもとに、お客様の視点に立つて業務改善策を検討しました。なお、アクセス件数の多いホームページの申請書ダウンロードについては、申請書の記入例の一部見直しを行うなど、お客様へのサービスの向上に努めました。 ・25年度のお客様満足度調査においては、アンケートに当たって、回答の選択肢を一部見直したため、前年度までと単純に比較はできませんが、「職員の応接態度」では92%、「手続き方法」では86%のお客様から、「満足＋やや満足」との回答をいただくなど、全般的に高い評価をいただきました。なお、アンケートの回収率については、実施に当たっては、アンケートはがきの送付時に回答協力依頼文書を同封したことやホームページのトップページにバナーを設置して、協力依頼を掲載した結果、わずかですが前年度を上回りました。（25年度14.3%← 24年度13.3%）		A	<委員ご意見>		<最終評価>																									

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

25年度事業計画		評価等	
2. 船員保険給付等の円滑な実施			
(2) サービス向上のための取組			
前掲のとおり	<事業報告（概要）> <前頁からの続き> なお、25年度においては、アンケートの回答状況等を踏まえつつ、お客様満足度改善に向け、以下の取組みを行いました。 ・ 疾病任意継続被保険者の資格取得申出書や記入例の一部見直し ・ 外部講師や職員による電話対応の研修会を実施 ・ お客様からの意見や苦情等をサービス改善に結びつけるため、新たにサービス向上委員会を設置 【電話等の苦情・意見等】 ・ 苦情：34件（24年度7件）27件増加（例：高額療養費支給申請書は傷病名を記載したり、個人ごと・病院ごとに記載したりと複雑すぎる） ・ ご意見・ご提案：16件（24年度5件）11件増加（例：給付を受ける権利が2年で時効することについて、ホームページに掲載してほしい） ・ お礼・お褒めの言葉：16件（24年度1件）15件増加（例：高額療養費の勧奨が届いた方から、忘れていたから送ってもらえて助かりましたとお礼の電話）		
<自己評価>	<委員ご意見>	<最終評価>	

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

25年度事業計画		評価等																																					
2. 船員保険給付等の円滑な実施																																							
(3) 高額療養費制度の周知																																							
【評価の視点】 限度額適用認定証を提示すれば高額療養費が現物化されることなど高額療養費制度について周知を図っているか。 未申請者に対し、支給申請の勧奨を行っているか。	<事業報告（概要）> 限度額適用認定証の提示により高額療養費が現物給付されることについて説明したリーフレットを作成・配付し、現物給付化による支給手続きの簡素化の周知、普及に努めました。 <table border="1"> <caption>限度額適用認定証</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>交付枚数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25年度</td> <td>3,591</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>3,474</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption>高額療養費支給額（現物給付）</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> <th>金額（千円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25年度</td> <td>10,564</td> <td>1,223,837</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>10,280</td> <td>1,182,406</td> </tr> <tr> <td>対前年度比</td> <td>2.8%</td> <td>3.5%</td> </tr> </tbody> </table> 高額療養費の未申請者の方には、請求月等の内容を記載した高額療養費支給申請書を送付することにより支給申請の勧奨を行いました。 <table border="1"> <caption>高額療養費未申請者勧奨件数</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25年度</td> <td>2,101</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>1,080</td> </tr> </tbody> </table> (23年11月～25年3月診療分) (22年4月～23年10月診療分) <table border="1"> <caption>高額療養費支給額（現金給付）</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> <th>金額（千円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25年度</td> <td>3,206</td> <td>166,573</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>1,819</td> <td>122,266</td> </tr> <tr> <td>対前年度比</td> <td>76.3%</td> <td>36.2%</td> </tr> </tbody> </table> 【高額療養費制度周知用リーフレットの配付実績】 25年 5月：船舶所有者に配付することにより、加入者へ周知。（約4,000枚） 25年10月：加入者へ配付。（約6,000枚） 26年 3月：加入者へ配付。（約46,000枚）				交付枚数	25年度	3,591	24年度	3,474		件数	金額（千円）	25年度	10,564	1,223,837	24年度	10,280	1,182,406	対前年度比	2.8%	3.5%		件数	25年度	2,101	24年度	1,080		件数	金額（千円）	25年度	3,206	166,573	24年度	1,819	122,266	対前年度比	76.3%	36.2%
	交付枚数																																						
25年度	3,591																																						
24年度	3,474																																						
	件数	金額（千円）																																					
25年度	10,564	1,223,837																																					
24年度	10,280	1,182,406																																					
対前年度比	2.8%	3.5%																																					
	件数																																						
25年度	2,101																																						
24年度	1,080																																						
	件数	金額（千円）																																					
25年度	3,206	166,573																																					
24年度	1,819	122,266																																					
対前年度比	76.3%	36.2%																																					
<自己評価> ・限度額適用認定証の提示により高額療養費が現物給付されることについて説明したリーフレットを作成の上、加入者には「ジェネリック医薬品軽減額通知」及び「医療費通知」の送付時に、また船舶所有者には「被扶養者資格の再確認」のお願い時に同封するなど積極的に取組み高額療養費の現物給付分は対前年比で件数が2.8%増、金額が3.5%増となりました。 ・また、高額療養費の支給申請の勧奨について、従来は受診からおおむね2年経過後に実施していたものを、より早期に請求いただけるよう、25年度からはおおむね1年経過の時点で勧奨するよう見直し、サービスの向上を図りました。	A	<委員ご意見>	<最終評価>																																				

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

25年度事業計画		評価等	
2. 船員保険給付等の円滑な実施			
(4) 被扶養者資格の再確認			
【評価の視点】 無資格受診の防止や、高齢者医療費拠出金負担の適正化を図るため、日本年金機構との連携の下、船舶所有者等の協力を得つつ、的確に行っているか。	<事業報告（概要）> 保険給付や高齢者医療制度への拠出金等を適正なものとするため、被扶養者資格の再確認を船舶所有者の協力を得て実施しました。被扶養者であった方が就職などにより勤務先で健康保険等に加入した場合の資格喪失の届出が未提出（二重加入）となっていないかを重点的に確認し、届出漏れが確認された者については、これを適正に処理しました。 【依頼日】 ・25年5月 ・25年7月（再依頼） 【送付対象数】 ・船舶所有者：4,114件（被扶養者数：38,983人） 【提出状況】 ・船舶所有者件数：3,825件（提出率：約93％） 【扶養削除数】 ・238人 【財政効果】 ・高齢者医療制度への支援金等は約1,600万円軽減される見込み。		
<自己評価> ・船員保険の運営が全国健康保険協会に移ってからは初めて被扶養者の資格確認を行った昨年度に引き続き、25年度においても、就職等による被扶養者資格の喪失者を中心に、被扶養者資格の確認を着実に実施することができました。 ・実施にあたっては、事前に、船舶所有者へ直接チラシを送付するとともに、関係団体の広報協力を依頼したほか、協会ホームページに記事を掲載し、協力の依頼を行うなど、円滑な実施に向け、きめ細かな取組みを行いました。 ・このような取組みを行ったこと等により、被扶養者状況リストの提出状況について、船舶所有者の提出率は、前年度の約91％を上回る約93％に、被扶養者単位の提出率においても前年度の約95％を上回る約96％に伸びました。 ・なお、扶養者資格削除人数（238人）については、昨年度に被扶養者資格確認を実施したことにより、届け出の適正化が推進され、昨年度（423人）との比較では減少したものの、高齢者医療制度への支援金等が約1,600万円軽減され、被保険者や船舶所有者の保険料負担の軽減にもつながるなど、着実な成果があげられました。	A	<委員ご意見>	<最終評価>

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

25年度事業計画		評価等													
2. 船員保険給付等の円滑な実施															
(5) レセプト点検の効果的な推進															
【評価の視点】 システムによる抽出条件を活用した効率的なレセプト点検を行うとともに、研修の充実等により点検技術の向上に努め、点検効果額の引き上げを行っているか。 【目標指標】 ・被保険者1人当たり内容点検効果額：24年度を上回る。（支払基金のレセプト審査において開始された突合点検・縦覧点検の結果が協会の内容点検効果額に影響を与えるのは24年度の下期からであるため、単純比較できないことに留意。） 【検証指標】 ・被保険者1人当たり資格点検効果額 ・被保険者1人当たり外傷点検効果額	<事業報告（概要）> 25年度においては、点検員1名を増員し審査体制の充実を図るとともに、レセプトシステムの抽出機能を活用し、レセプト点検の効果的な推進に努めました。また、24年度に引き続き、レセプト点検に係る知識・技術を習得するための実務研修会を実施したほか、審査医師の助言を得て査定事例集を作成し情報の共有化を図りました。その結果、内容点検における被保険者1人当たりの効果額は、協会けんぽの算出方法に準じた24年度の数値と比較すると、金額では493円、増加率では約33%と大幅に増加しています。 被保険者一人当たり効果額 ※25年度の数値から、協会けんぽの算出方法に準じて算出しております。 <table><tr><td>【目標指標】</td><td>内容点検効果額</td><td>25年度 1,994円</td><td>24年度（協会けんぽの算出方法に準じた数値） (1,501円)</td></tr><tr><td>【検証指標】</td><td>資格点検効果額</td><td>4,246円</td><td>(4,527円)</td></tr><tr><td></td><td>外傷点検効果額</td><td>760円</td><td>(595円)</td></tr></table> なお、船員保険においても、26年度からのレセプト自動点検システムの導入に向け、25年度は、システム改修に着手しました。			【目標指標】	内容点検効果額	25年度 1,994円	24年度（協会けんぽの算出方法に準じた数値） (1,501円)	【検証指標】	資格点検効果額	4,246円	(4,527円)		外傷点検効果額	760円	(595円)
【目標指標】	内容点検効果額	25年度 1,994円	24年度（協会けんぽの算出方法に準じた数値） (1,501円)												
【検証指標】	資格点検効果額	4,246円	(4,527円)												
	外傷点検効果額	760円	(595円)												
<自己評価> ・25年度からは、点検員を1名増員（3名→4名）するとともに、支払基金による縦覧点検等の審査の充実化が図られている中、協会けんぽの査定事例の検証を全担当職員で行い、その分析・検討結果を取りまとめ、査定事例集を作成・共有する取組みや点検員への実務研修の実施等を通じて、点検員のスキルの向上に努めた結果、内容点検における被保険者1人当たりの効果額は、24年度と比較すると493円増の1,994円となり、約33%の大幅な増を達成することができました。 ・また、25年度においては、レセプトの自動点検システムの導入に向け、システム改修に着手するなど26年度以降における点検体制の整備にも取り組みました。		A	<委員ご意見>	<最終評価>											

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

25年度事業計画		評価等	
2. 船員保険給付等の円滑な実施			
(6) 無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び早期回収			
【評価の視点】 債権の発生を抑制するために、加入者資格を喪失した者の保険証の早期回収に努めているか。 発生した債権については、文書や電話による催告や支払督促等の一連の手続きにより早期かつ確実な回収に努めているか。		<事業報告（概要）> 無資格受診等の事由による債権を発生させないよう、被保険者や被扶養者の資格を喪失された後においても被保険者証を返却されない方に対して日本年金機構から催告を行い、その後も返却されていない方に対して船員保険部において再度催告文書を送付するなどの取組みを行い、無効となった被保険者証の早期かつ確実な回収に努めました。 また、発生した債権については、文書による催告を行ったほか、内容証明郵便による催告、支払督促等の実施などにより債権の回収の強化に努めました。 25年度被保険者証回収率（（ ）内は24年度の数値） 95.8%（95.7%）	
<自己評価> A ・船舶所有者に対しては、日本年金機構から納入告知書を送付する際、及び船員保険部から被扶養者再確認リストを送付する際に、被保険者証の早期回収への協力依頼のチラシを同封するとともに、25年9月より、船舶所有者向け送付物用封筒の裏面に被保険者証の早期回収への協力依頼文を掲載する等して、被保険者証回収への協力をお願いしました。また、25年10月からは、被保険者証発送時に同封している「船員保険のしおり」の中で、加入者に対し、被保険者証の早期回収への協力依頼を盛り込むなど、きめ細かな取組みを推進しました。 このような取組みにより、25年度の被保険者証の回収率は95.8%となり、24年度の回収率95.7%をわずかながら上回りました。 ・債権の回収については、新規発生債権の早期回収に重点をおき、25年9月より特に件数の多い喪失後受診の返納金について、これまで初回の催告を納付期限3ヶ月後としていたところを、納付期限1ヶ月後に早めるとともに催告実施回数を増やし、債権の早期回収に努めました。また、再三の返納金催告にもかかわらず反応がない高額債務者に対し、内容証明郵便による催告を13件行った他、法的手続きによる回収（支払督促）も3件実施し、確実な回収に努めました。		<委員ご意見>	
		<最終評価>	

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

25年度事業計画		評価等																															
3. 保健・福祉事業の着実な実施 (1) 保健事業の効果的な推進																																	
【評価の視点】 第二期特定健康診査等実施計画（平成25年度～29年度）の初年度として、船員労働の特殊性を踏まえたサービスの向上を図るよう、特定健診及び特定保健指導を中核として、保健事業の効果的な推進を図るとともに、健診実施機関の拡大等に努めている。 【目標指標】 ・特定健康診査実施率 ：被保険者37.5%、被扶養者12.0% ・船員手帳データ取込率：23% ・特定保健指導実施率 ：被保険者10.0%、被扶養者5.0%	<事業報告（概要）> 船員保険においては、他の保険者（健康保険組合や共済組合）に比べて規模の小さい事業所が多く、かつ広い地域に点在していることや乗船中の船員との接触がとりにくいことなどから、効率的な健診の受診勧奨や特定保健指導の実施が難しいという事情があり、特定健診及び特定保健指導の実施率はともに目標を下回っています。 25年度においても、引き続き、被保険者を対象とした生活習慣病予防健診について、船の入出港に合わせた時間帯での健診車による健診や予約なしでの健診など、船員労働の特殊性に配慮した健診を実施するとともに、以下の取組みを行いました。 ・地方運輸局長指定の船員手帳健診指定医療機関に対して船員保険の生活習慣病予防健診及び特定保健指導委託契約の締結の働きかけなどによる実施機関の拡充 ・一般健診よりも検査項目が充実した総合健診について、船員保険会以外の健診実施機関においても受診可能とする、総合健診を受けやすい環境の整備 ・特定健診の健診結果として取り扱うことが可能な船員手帳健康証明書データの収集を強化し、被保険者本人から直接収集する取組みの実施 ・年度途中の未受診者への勧奨を、船舶所有者だけでなく、被保険者の自宅へ直接送付する取組みの実施 また、被扶養者を対象とした特定健診については、受診意欲の向上を目指し、新たに以下の取組みを行いました。 ・特定健診の保険者負担の上限額を引き上げることによる利用者の負担軽減 ・被保険者のみ受診可能であった生活習慣病予防健診について、被扶養者も受診可能としたことによる健診実施内容の拡充 ・船舶所有者を通して年度当初に送付していた特定健診等の受診券について、被保険者の自宅への直送の開始 <table border="1"> <caption>特定健康診査実施率</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>25年度</th> <th>24年度</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被保険者</td> <td>35.7%</td> <td>35.1%</td> <td>0.6%ポイント</td> </tr> <tr> <td>被扶養者</td> <td>14.4%</td> <td>8.8%</td> <td>5.6%ポイント</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption>特定保健指導実施率</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>25年度</th> <th>24年度</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被保険者</td> <td>5.3%</td> <td>5.3%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>被扶養者</td> <td>4.2%</td> <td>0.4%</td> <td>3.8%ポイント</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption>船員手帳の健康証明書データ取得率</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>25年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現在集計中</td> <td></td> <td>23.6%</td> </tr> </tbody> </table> <次頁に続く>				25年度	24年度	増減	被保険者	35.7%	35.1%	0.6%ポイント	被扶養者	14.4%	8.8%	5.6%ポイント		25年度	24年度	増減	被保険者	5.3%	5.3%	—	被扶養者	4.2%	0.4%	3.8%ポイント		25年度	24年度	現在集計中		23.6%
	25年度	24年度	増減																														
被保険者	35.7%	35.1%	0.6%ポイント																														
被扶養者	14.4%	8.8%	5.6%ポイント																														
	25年度	24年度	増減																														
被保険者	5.3%	5.3%	—																														
被扶養者	4.2%	0.4%	3.8%ポイント																														
	25年度	24年度																															
現在集計中		23.6%																															
<自己評価> 保健事業の実施に当たっては、特定健診及び特定保健指導の実施率の向上に向けて、これまで実施してきた巡回健診の活用や広報活動の強化に加え、健診実施機関の大幅な拡充、特定健診に関する自己負担の軽減等に取り組むとともに、生活習慣病予防健診の対象を被扶養者にも拡大すること等による健診内容の充実等に積極的に取り組んだ結果、 ・被保険者の健診実施率については、前年度の35.1% から 35.7%へと、0.6%ポイントの増加にとどまりましたが、これまで健診の実施率が伸び悩んでいた被扶養者の健診実施率については、前年度の8.8% から 14.4%へと5.6%ポイント増加し、大きく改善しました。 ・船員手帳の健康証明書データの取得については、25年度は、約3,400の船舶所有者に対しデータの提供依頼を行いました。結果については、現在集計中ですが、25年度末の目標値が23.0%であるのに対し、24年度末の実績は23.6%であることから、25年度においても引き続きこの水準を維持、引き上げて行けるよう、船舶所有者等への働きかけを強めてまいります。 ・特定保健指導実施率については、被保険者については前年と大きな変化はなく、同水準で推移しましたが、健診の実施率と同様に、被扶養者については、前年度の0.4%から4.2%へと、3.8%ポイント増加しており、大きく改善されました。	A <委員ご意見>	<最終評価>																															

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

25年度事業計画		評価等																	
3. 保健・福祉事業の着実な実施																			
(1) 保健事業の効果的な推進																			
前掲のとおり	<事業報告（概要）> <前頁からの続き> 実施機関数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>25年度</th> <th>24年度</th> <th>増減数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活習慣病予防健診実施機関</td> <td>202</td> <td>137</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>総合健診実施機関</td> <td>98</td> <td>8</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>特定保健指導実施機関</td> <td>79</td> <td>37</td> <td>42</td> </tr> </tbody> </table> ※被扶養者の特定健診、特定保健指導については、集合契約の締結により全国約5万の健診実施機関及び全国約1万の特定保健指導実施機関において受診可能となっています。			区分	25年度	24年度	増減数	生活習慣病予防健診実施機関	202	137	65	総合健診実施機関	98	8	90	特定保健指導実施機関	79	37	42
区分	25年度	24年度	増減数																
生活習慣病予防健診実施機関	202	137	65																
総合健診実施機関	98	8	90																
特定保健指導実施機関	79	37	42																
<自己評価>	<委員ご意見>	<最終評価>																	

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

25年度事業計画		評価等	
3. 保健・福祉事業の着実な実施			
(2) 加入者に対する生涯にわたる健康生活支援のための総合的な取組み			
【評価の視点】 船員労使団体等が開催する研修会等への講師派遣、加入者の健康状況に応じたオーダーメイドの情報提供、ホームページを通じた健康情報の提供等を実施しているか。	<事業報告（概要）> 加入者一人ひとりの健康増進を図ることを目的とした「船員保険生涯健康生活支援事業」を以下のとおり実施しました。 【出前健康講座の実施】 船員労使団体からの依頼を受け、船員労使団体が主催する研修会に保健師等を講師として派遣し、健康づくりに関する内容をテーマとした以下の講習を実施しました。（全国9ヶ所で11回開催、参加者計451名） ・元気で船に乗るためにできること ・正しく知って、正しく防ごう生活習慣病 ・睡眠と生活習慣病 ・メタボリックシンドロームの予防と対策～未然に防ごう心疾患と脳血管疾患～ ・元気で船に乗るためにできること－自分の適正体重を知って生活習慣病予防を－ ・メタボ撃退！今できることは？～あなたの「これから」を健康が支えます～ ・10年後の健康を考えて－メタボリックシンドローム－ ・健康管理に活かせる生活習慣病の話 【加入者個人の健康状況に応じたオーダーメイドの「情報提供冊子」の送付】 25年10月から26年1月までに生活習慣病予防健診又は特定健康診査を受診された方へ一人ひとりの健康状況に応じた情報提供冊子を作成し配付しました。 25年度においては、特定保健指導を受けていただく必要性が高い方や糖尿病の疑いがある、重症化予防に取り組んでいただきたい方等配布対象者を以下の対象の方に重点化して実施しました。（約2,800部を個別に直送） ・生活習慣病の発症リスクが高い特定保健指導の対象者 ・糖尿病の疑いがある医療機関の受診対象者 ・初めて生活習慣病予防健診又は特定健康診査を受診した者（35歳又は40歳の方） 【ホームページを通じた健康情報の情報提供】 加入者の健康づくりに役立てるため、ホームページに季節の健康情報を盛り込んだ「船員保険マンスリー」を毎月掲載しました。		
<自己評価>	A	<委員ご意見>	<最終評価>
・労使団体等の研修会等の機会をとらえて、保健師等を講師として派遣し、加入者に健康問題について学んでいただく場を提供する出前健康講座を積極的に実施し、加入者が生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう支援に努めました。開催回数は、前年度の2回から 25年度は11回へと増加して来ており、講座終了後のアンケート結果によると、約90%の方から「大変満足」または「満足」という高い評価をいただきました。 ・また、オーダーメイドの情報提供事業については、25年度は、①特定保健指導の対象者や②糖尿病の疑いがあり、医療機関の早期受診が必要な方及び③初めて健診を受診する35歳又は40歳の方に重点を置いて取組みを進めました。取組みに当たっては、一人ひとりの健診結果に応じて、生活習慣の改善策等について情報提供を行うことにより、加入者の健康の保持・増進に対する意識づけを図るとともに、特定保健指導の未利用者に対する利用勧奨や糖尿病の恐れがある方の重症化予防にも取り組み、今後におけるデータヘルス計画に基づく取組みの先駆けとなったと考えます。 ・さらに、加入者の健康づくりに役立てるため、ホームページに季節の健康情報を盛り込んだ「船員保険マンスリー」を毎月掲載したほか、船員労働の特殊性を踏まえた、以下3つのパンフレットをホームページへ掲載し健康づくりに役立てられるよう努めました。① 健康を守るための食生活のポイント ② 薬の上手な使い方・保管方法 ③ 糖尿病の予防と治療			

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

25年度事業計画	評価等
3. 保健・福祉事業の着実な実施 (3) 福祉事業の着実な実施	
【評価の視点】 無線医療助言事業の運営及び洋上救急医療の援護を行うなど、船員労働の特殊性を踏まえ、福祉事業の着実な実施を図っているか。 船員の海上勤務の特殊性を踏まえ、加入者等の福利厚生を向上を図る等の取組みを行っているか。	＜事業報告（概要）＞ 船員労働の特殊性を踏まえ、無線医療助言事業※1、洋上救急医療援護事業※2、保養事業等の福祉事業※3を、専門的技術、知見等を有する関係団体の協力の下に実施しました。 無線医療助言事業及び保養事業等については、一般財団法人船員保険会に、また、洋上救急医療援護事業については、公益社団法人日本水難救済会にそれぞれ業務委託し、事業の円滑かつ効率的な実施に努め、加入者の生命の安全確保及び福利厚生を向上を図りました。 特に、無線医療助言事業については、事業の担い手である船員保険病院の運営主体が平成26年度以降、一般財団法人船員保険会から地域医療機能推進機構に変更されることを踏まえ、事業の円滑かつ着実な移行・継続が図られるよう、無線医療システム等について必要な改修を行うとともに、運営主体の変更等について、加入者や船舶所有者に対する周知・広報の徹底を図りました。 保養事業については24年9月に開催された「船員保険制度に関する懇談会」における船員保険福祉センターの取扱いについての報告を踏まえ、「新たな福祉事業」の実施について、被保険者及び船舶所有者の代表等に検討いただいた結果、より多くの加入者が利用できるよう、26年4月から「旅行代理店を活用した保養事業（宿泊補助）」を実施することとしました。 25年度においては、事業の実施に向けて、協力いただく旅行代理店を公募により選定するとともに、加入者や船舶所有者に対する広報に努めました。 また、これまでの保養事業についても、その着実な実施を図るとともに、契約保養施設利用補助事業について、24年9月末をもって船員保険福祉センターが廃止された3地域（北海道・長野・福岡）において、新たな代替施設を確保することとする等の見直しを行い、26年4月からその実施を図ることとしました。 【参考】 ※1・・・無線医療助言事業：航行中の船舶内において病人やけが人が発生した際に、船舶に乗り組む衛生管理者等からの無線連絡等に対し、速やかに医師による救急処置の指示等の医療助言を24時間体制で行う事業。船員の生命の安全を図ることを目的としている。 ＜次頁へ続く＞
＜自己評価＞ A ・航海中において乗組員の中に病気やけが人が発生した場合に、医師から応急処置の助言や指示が受けられる無線医療助言事業や医師による緊急の加療が必要な場合に医師等を海上保安庁の巡視船等により急送する洋上救急医療援護事業など、船員労働の特殊性を踏まえた福祉事業についての着実な実施に努めました。 ・とりわけ、25年度においては、無線医療助言事業の実施機関である船員保険病院の運営主体が、26年4月以降、船員保険会から地域医療機能推進機構に変更されることが決定されたことから、同事業について、平成26年度以降においても、事業が円滑に移行・継続されるよう、関係者間の調整を行った上で、システム改修等の移行準備を確実に実施しなければならいものでしたが、加入者や船舶所有者に対する周知・広報も含め、移行準備を着実に進めることができ、26年4月からのシステム切替えが成功裏に行われることとなりました。 ・保養事業については、船員保険協議会での議論を踏まえ、これまでの取組みに加え、より多くの加入者が利用できるよう、26年4月から「旅行代理店を活用した保養事業」を新たに実施することとなったことを踏まえ、旅行代理店の選定や加入者・船舶所有者に対する新規事業の広報・周知等の準備作業に取り組むことが必要となりましたが、これについても円滑に実施することができました。	＜委員ご意見＞ ＜最終評価＞

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

25年度事業計画		評価等	
3. 保健・福祉事業の着実な実施			
(3) 福祉事業の着実な実施			
前掲のとおり	<事業報告（概要）> <前頁からの続き> ※2・・・洋上救急医療援護事業：日本の周辺海域を航行する船舶内で、病気、負傷等により緊急に医師の治療を必要とする患者が発生した場合に、海上保安庁の船舶、航空機等で医師等を現場に急送し、応急治療を行うとともに、最寄りの医療機関へ搬送する事業。船員の生命の安全を図ることを目的としている。 ※3・・・保養事業等の福祉事業：保養施設等での宿泊利用料金の割引等を行う事業。海上勤務の特殊性を踏まえ、疲労回復、静養、家族団らんの場を提供することにより、船員保険加入者の福利厚生を図ることを目的としている。		
<自己評価>		<委員ご意見>	<最終評価>

全国健康保険協会の業績に関する評価（組織運営及び業務改革）

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

25年度事業計画	評価等
1. 業務・システムの刷新	
【評価の視点】 アプリケーション設計・開発のほか、データ移行、ネットワークシステムの設計・構築、LAN・端末機器の設計・構築等を順次進めているか。	<事業報告（概要）> ○ 現行システムについては、劣化に伴うトラブルを回避する必要があるとともに、大量データ処理に対応しきれていないことや、大量の紙を使用する事務処理となっていることから、24年度から段階的に新システム基盤の設計及び構築等を進めており、25年度においては、アプリケーション設計・開発のほか、データ移行、ネットワークシステムの設計・構築、LAN・端末機器の設計・構築等を順次進めています。 <具体的な対応状況> 【基盤（ハードウェア）導入業務】 詳細設計を終了し、25年5月より製造工程を継続しています。26年4月からは結合テスト工程を開始しています。 【アプリケーション設計・開発業務】 事業者が応れしやすいよう業務領域を分割するなどの工夫を行い、25年5月に受託者を決定しました。その後、基本設計・詳細設計工程を経て、概ね26年1月より製造・単体テスト工程を開始しています。 【データセンター】 東日本データセンター、西日本データセンターともに予定どおり設備工事等を行い、基盤機器セットアップへの対応及びアプリケーション結合テストの受入れ準備を進めています。 【ネットワークシステム設計・構築】 25年9月に受託者を決定し、先行して必要となる拠点から順次回線の導入を進めています。 【LAN・端末機器の設計・構築】 25年9月に意見招請、25年11月に入札公告を経て、26年2月に受託者を決定し、基本設計工程を完了しました。 【研修・業務マニュアル作成業務】 本部に研修・業務マニュアル作成プロジェクトを設置して検討を開始しました。26年8月～9月に業務研修及び10月に端末操作研修を予定しています。 ○ また、全支部に刷新プロジェクトチームや支部プロモーター（推進員）を設置して、LAN・端末機器の設置環境整備や研修等の準備作業を進めました。
<自己評価> ○アプリケーション設計・開発等業務の一部について、基本設計・詳細設計工程に遅延が生じたものの、体制強化等のリカバリー対策を講じることでより製造・単体テスト工程において遅れを回復しました。 その間、日々の進捗状況の管理を行いプロジェクトを推進しました。 ○基盤導入業務をはじめ、その他の業務は、概ねスケジュールどおりに進捗し円滑にプロジェクトを推進しました。 ○支部においては、刷新プロジェクトチームを設置し、支部プロモーターが事務局を務め、申請書・届出書の様式変更等の広報、機器の設置環境整備、研修等の新業務・システム稼働に向けた準備作業を推進しました。 また、本部からは、協会内掲示板を活用して、新業務・システムに関する情報や準備作業の予定一覧等を提示するなど、本部・支部一体となって、サービスインに向けて準備を推進しました。	B <委員ご意見> <最終評価>

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

25年度事業計画		評価等	
2. 組織や人事制度の適切な運営と改革			
【評価の視点】 協会の組織・人事制度運営にあたっては、以下の観点から適切に運営し、必要に応じて改革を図っているか。 ・組織運営体制の強化 ・実績や能力本位の人事の推進 ・協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着 ・コンプライアンス、個人情報保護等の徹底 ・リスク管理 【検証指標】 ・「事務処理誤り」発生件数	<事業報告（概要）> ○組織運営体制の強化 ・支部長会議の開催（9月、12月及び3月）、ブロック会議（全国6ブロック）への本部役職員の参加により、トップ意思の徹底と事業計画等に関する意思統一を図りました。 ・階層別のブロック会議を開催し、支部間の連携強化を図りました。 ・運営委員会において運営委員と支部評議会議長との意見交換を実施し、また、支部の評議会へ役員が出席するなど、支部評議会との連携強化を図りました。 ・協会全体の業績向上と支部間格差の縮小に向けて、レセプト点検等の業績や取組みが進んでいない支部を中心に、本部の役職員が随時に支部へ訪問し、指導や意見交換を行いました。 ・担当者レベルの会議（総務、企画、レセプト、保健）を開催し、指導の徹底と意見交換を実施しました。 ・事務室が2カ所に分散していた大分支部及び長野支部を1カ所に統合し、支部内の部門間連携の強化を図りました。（7月、11月） ○実績や能力本位の人事の推進 ・個々の職員の役割や目標を明確化するため、全職員が半期ごとに目標達成シートを作成し、目標管理で設定した目標に対する達成度を含め、その期間の取組内容や成果を人事評価に反映する目標管理方式による人事評価を行い、賞与、昇給、人事異動に反映する等、適切な運用を実施しました。 ・適材適所、人材育成、組織活性化を目的として、全国規模の人事異動・配置換（転出入351名、全体947名）を実施しました。 ○協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着 ・年度の節目となる4月、10月及び1月に理事長から全職員に対してメッセージを発出し、協会のミッションや目標についての徹底を図りました。 ・部長、グループ長、リーダー、スタッフの各階層を対象として、協会のミッションや目標、業務・システム刷新の目的、職員に期待すること等、各階層に求められる役割について研修を行い、協会の理念のもと新たな組織風土・文化の更なる定着に取組みました。 ・協会の理念を実践し、協会の事業展開、取組みを支え、発展させることができる組織風土の定着と職員の意識改革をさらに促す協会独自の人事制度の構築を目指し、人事制度改定の検討を進めています。 ・階層別研修を通じて見えてきた組織課題を支部長会議の場において共有し、支部における人材育成に活用することとしました。 <次頁に続く>		
<自己評価> 【組織運営体制の強化】 協会が組織目標を達成するためには、本部と支部、支部間が密接に連携し一体感を持つことが重要であり、役員や支部長をはじめ担当者レベルでの会議等の開催を通じて、目標の達成に向けて意思の共有が図られ、組織一体となった取組みが行われたものと考えます。 また、協会設立当初より事務室が2カ所に分かれていた11支部の統合計画については、大分支部及び長野支部の統合を実施したことにより、全ての統合が完了し、支部運営の効率化、部門間の連携の強化が図られました。 【実績や能力本位の人事の推進】 目標管理方式による人事評価の適正な運用を実施するとともに、賞与、昇給、人事異動に適切に反映することにより、実績や能力に基づく人事の推進を図っております。 また、全国規模の人事異動では、職員の1割以上が支部間で異動し、全体で4割以上の職員が担当業務の配属換えを実施したことにより、組織の活性化や人材育成に大きな効果をもたらしています。 <次頁に続く>	B	<委員ご意見>	<最終評価>

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

25年度事業計画		評価等	
2. 組織や人事制度の適切な運営と改革			
前掲のとおり	<事業報告（概要）> <前頁からの続き> ○コンプライアンス、個人情報保護等の徹底 - 本部及び各支部に行動規範ポスターを掲示するとともに、職員に行動規範小冊子を配布し常時携行させ、コンプライアンス基本方針、行動規範に対する意識の醸成と、通報制度の周知を図っております。 25年度には、本部コンプライアンス委員会を9月、10月、12月、2月に開催し、通報事案についての措置の決定等を迅速かつ的確に行うとともに、パワーハラスメントの防止をテーマとしたコンプライアンス通信第5号を発行しました。また、管理職層を対象としたハラスメント防止研修の実施や全職員を対象としたハラスメント防止研修を毎年実施することを支部に義務づける等、積極的な防止対策に取り組みました。 - 個人情報保護については、協会の取り扱う情報の重要度を再認識すること、法令等の遵守や個人情報の適切な管理等を徹底するため、全職員を対象とした研修を実施しました。また、個人情報の管理状況について、定期的な点検を実施しました。 - 情報セキュリティについては、規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を徹底するため、全職員を対象とした研修を実施しました。 ○リスク管理 - 平成26年3月28日に第5回リスク管理委員会を開催し、25年度における協会内で生じた危機対応等の事例や、協会内で取組んできたリスク管理対応について報告しました。また、今後対応すべき課題として、社会保障・税番号制度の導入に伴い必要となる個人情報保護の対応や、災害発生時の体制整備に係る今後の対応方針、特に協会本部における初動対応のための手順、方針整備の必要性について議論を行いました。 - また、大規模災害の発生に備えて、3日分の飲料水、食料、防寒ブランケット及び簡易トイレ袋を本部及び全支部において備蓄することとし、平成26年3月26日までに全拠点への配備を完了しました。 <次頁に続く>		
	<自己評価> 【協会の理念を実践できる組織風土の定着】 理事長のメッセージを節目において全職員へ発出し、協会のミッションや目標を随時に理解し、実践するよう徹底を図ったほか、職員の意識改革と新たな事業展開と取組みを支えるための人事制度の構築を目指し、改定の検討を進めています。 【コンプライアンス、個人情報保護等の徹底】 職員に行動規範小冊子を常時携帯させるとともに、研修、担当者会議などの機会を通じての周知徹底、コンプライアンス通信の発行などによりコンプライアンスに関する意識の醸成が図られました。 また、ハラスメントの防止に重点を置き、組織の管理職層を対象とした研修や支部において全職員を対象としたハラスメント防止研修を実施したことなどにより、ハラスメントの正しい理解と防止意識の醸成が図られました。 25年度にはコンプライアンスに係る通報制度において3件受理し、調査や是正指導を行うなど迅速的確に対応しました。 個人情報保護等については、新入職員採用時研修や業務基礎研修、支部内研修において、個人情報保護及び情報セキュリティについて研修を実施したことで、職員の意識の醸成が図られました。 <次頁に続く>	<委員ご意見>	<最終評価>

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

25年度事業計画		評価等	
2. 組織や人事制度の適切な運営と改革			
前掲のとおり			
	<事業報告（概要）> <前頁からの続き> ○事務処理誤り発生件数 - 発生件数：593件（平成24年度 2,026件） 平成24年度比 1,433件減少 ※なお、平成24年度に発生した件数の2,026件のうち、任意継続被保険者の資格記録と保険料納付記録について全支部で自主点検を行った結果、相違があった事例が1,430件ありました。） ・事務処理誤りが発生している現状を踏まえ全支部が参加する業務改革会議において、事務処理の手順や確認項目を記した「事務処理手順書（任意継続、出産手当金）」を作成し、事務処理誤りの発生防止に努めました。 ・単純な誤りの発生防止、誤りを起こさせない意識醸成のため、平成26年1月に全支部を対象に「事務処理誤り発生防止のための研修」を開催しました。 ・掲示板に毎月の事務処理誤りの事案の全件を掲載し、支部では事務処理誤り発生防止のための勉強会等を開催するとともに、自主点検を適宜実施し同様の事務処理誤りの発生防止に努めました。		
<自己評価>		<委員ご意見>	<最終評価>
<前頁からの続き>			
【リスク管理】 第5回リスク管理委員会を開催し、今後対応すべき課題として、社会保障・税番号制度の導入に伴い必要となる個人情報保護の対応や、災害発生時の体制整備に係る今後の対応方針、方針整備の必要性について議論を行いました。 また、大規模災害の発生に備えて、3日分の飲料水、食料、防寒ブランケット及び簡易トイレ袋を本部及び全支部において備蓄することとし、配備を完了しました。 【事務処理誤り】 平成24年度と比較すると大幅な減少となりました。（要因としては、平成24年度に支部での自主点検により判明した任意継続被保険者の資格記録と保険料納付記録に相違があった誤りが1,430件あったため。） 発生した事務処理誤りについて掲示板に掲載し、同様の事務処理誤りの発生防止に努めるとともに、単純な誤り防止、職員の意識醸成のため平成26年1月に全支部対象の「事務処理誤り発生防止のための研修」を開催しました。 また、前年度に引き続き、全支部が参加する業務改革会議で「事務処理手順書（健康保険任意継続・出産手当金）」を作成し、事務処理誤りの発生防止に努めました。			

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S: 目標を大幅に上回っている A: 目標を上回っている B: 目標を概ね達成している C: 目標をやや下回っている D: 目標を下回っており、大幅な改善が必要

25年度事業計画	評価等
3. 人材育成の推進	
【評価の視点】 階層別研修や重点的な分野を対象とした業務別研修を実施するとともに、多様な研修機会の確保を図っているか。	<事業報告（概要）> 各階層に求められる期待役割についての理解と必要な能力の修得を目的とした階層別研修、各業務に必要な知識の習得、スキルのアップを目的とした業務別研修、支部の実情に応じた支部別研修を実施し、人材の育成・開発を推進しました。 階層別研修として、部長研修、グループ長研修、リーダー研修、スタッフ研修、既卒者採用時研修、新卒採用者研修等、8講座で計15回開催し、特に役員が協会のミッションや目標、業務・システム刷新の目的、それぞれの階層に期待すること等を直接研修生に講話する機会を設けるとともに、前年度の階層別研修を通じて認識した組織課題を踏まえカリキュラムを補正しました。 特に、部長・グループ長研修では、未来志向による人事マネジメント、マーケティング思考をカリキュラムに追加し、スタッフ研修では、若手職員に自らのキャリアビジョンを意識させることにより、具体的な目標を持って日々の仕事に取り組むことができるようなカリキュラムとしました。 業務別研修については、業務基礎研修、統計分析研修、レセプト点検員研修、債権・療養費担当者研修、保健師研修等10講座で計29回開催し、各業務の特性に応じた内容及び形態で研修を行いました。 求償事務担当者研修や債権・療養費担当者研修、事務処理誤り発生防止研修など、業務課題の解決につながる研修を新たに創設しました。また、職員のデータ集計力及び統計分析力の強化を目的とした統計分析研修の開催回数を増やし、より多くの職員が受講できるようにしました。 特別研修として、CS研修、ハラスメント防止研修、チェンジマネジメント研修の3講座を計8回開催しました。 ハラスメント防止研修では、組織の管理職層を対象にハラスメントのない快適な職場づくりの留意点や相談対応時の心構え等について行い、管理職がハラスメント防止に果たす役割を再認識しました。 チェンジマネジメント研修では、業務・システム刷新支部プロモーターを対象にプロジェクトマネジメントについて行い、プロジェクト活動を通して職員の意識改革を図るためのポイントを理解しました。 平成25年度に新たにグループ長又はリーダーへ登用された職員を対象に、必要な知識の習得を目的とした研修をeラーニングシステムを活用した自主学習形式により実施しました。 職員が自己啓発に取り組むための支援として実施している通信教育講座の斡旋は、受講経費の一部を協会が負担する受講推奨講座の追加と併せ、開講時期を年2回にすることにより、受講機会の拡大を図りました。
<自己評価> 階層別研修では、8講座で計15回開催し461名の職員が受講しました。すべての研修において、協会のミッションを実現するための「創造的課題」に発想を広げるための意識改革とスキル強化をポイントとして、実践的な演習を中心に各階層に必要なスキルの習得に繋げることができました。 インターネットを介した自主学習形式による研修では、新たな役職に就いた者104名が受講し、役職者としての心構え、マネジメントに必要な知識等を修得することができました。 業務別研修は10講座で計29回開催し1112名の職員が受講しました。各業務の特性に応じた内容及び形態で研修を行い、25年度については求償事務担当者研修、債権・療養費担当者研修、事務処理誤り発生防止研修など、業務課題の解決につながる研修を新たに実施しました。 特別研修として、CS研修、ハラスメント防止研修、チェンジマネジメント研修の3講座を計8回開催し、協会職員として意識的に取り組むべき事や職員の意識改革を図るためのポイントを理解しました。 自己啓発を促進するための通信講座については、推奨講座の追加や開講時期を年間2回に増やすなど受講機会の拡大に取り組み、305名の職員が活用しました。	B <委員ご意見> <最終評価>

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

25年度事業計画		評価等	
4. 業務改革の推進			
【評価の視点】 地域の実情を踏まえ、業務改革会議等により、各支部の創意工夫を提案・検討できる機会を作り、具体的な改善を進めているか。 定型的な業務や繁忙期の業務については、アウトソーシングを進めるとともに、職員のコア業務や企画業務への重点化を進めているか。		<事業報告（概要）> よりよいサービスの提供や事務処理の効率化等を目指し、平成21年度より全支部が参加し年度ごとにテーマを決め、支部で創意・工夫した取り組みの好事例を検討する場として業務改革会議を開催しています。 平成25年度は、事務処理誤りの発生防止を目的として、事務処理の手順や確認項目を記した「事務処理手順書（任意継続・出産手当金）」を作成し活用しています。 現金給付の支給決定通知書について、平成25年4月1日から印刷・発送業務のアウトソースを実施しています。 被保険者証や医療機関照会などの封入封緘や、柔整療養費申請書の受付業務などの定型的な業務について、18支部において外部委託を実施しました。 なお、平成27年1月からの業務システム刷新においては、事務処理を徹底的に効率化し、創造的な活動を拡大するため、定型的事務（データ入力、印刷発送業務）の集約化を行い、アウトソースを実施する予定です。	
<自己評価> 平成21年度から、よりよいサービスの提供や事務処理の効率化等を目的に、全支部が参加して各支部で創意・工夫した取り組みの好事例を共有し検討する場として業務改革会議を開催しています。 平成25年度は、事務処理誤りの発生防止を目的として、事務処理の手順や確認項目を記した「事務処理手順書（任意継続・出産手当金）」を作成しました。 平成26年度についても、業務の効率化、正確性の向上により、よりよいサービスの提供を行えるよう、単純な誤りの発生防止策について各支部から検討案をブロックごとに集約し最終的に本部で取り纏め、全支部にフィードバックすることを予定しています。 平成25年4月から全支部において、支給決定通知書の印刷・発送業務をアウトソーシングしています。また、被保険者証など、支給決定通知書以外の帳票についても、18支部において外部委託を行いました。 なお、業務システム刷新においては、データ入力、印刷発送業務の定型的事務について集約化・アウトソースを実施し、さらなる効率化を図っていく予定です。		B	<委員ご意見> <最終評価>

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

25年度事業計画	評価等
5. 経費の節減等の推進	
【評価の視点】 サービス水準の確保に留意しつつ、業務の実施方法見直しの検討を行うとともに、経費の削減に努めているか。 調達や執行については、透明性の確保に努めているか。 【検証指標】 ・保険給付担当職員の1人当たり給付業務処理件数 ・随意契約の割合（件数）、内訳 ・コピー用紙等の消耗品の使用状況	<事業報告（概要）> 経費削減に向けた取り組みとしては、サービス水準の確保に留意しつつ、年金事務所窓口職員の効率的配置を行い経費の削減を図ったほか、従来、封書により通知していた保険給付費支給決定通知書を圧着シーラーハガキに切り替え、郵送費の削減を図るとともに、本部一括処理としたことにより、支部における事務作業の軽減を図っています。また、各支部で調達している消耗品については、平成23年度よりWebによる発注システムを導入し、各支部における発注手続きの簡素化、スケールメリットによるコストの削減、随時発注による在庫の削減を図っています。 調達にあたっては、契約の透明性を高め、調達コストの削減を図るため、100万円を超える調達は、一般競争入札を原則とし、随意契約が必要なものについては、本部及び支部ともに調達審査委員会において個別に妥当性の審査を行っています。これら調達実績については、ホームページ上で公表することにより透明性の確保に努めています。25年度における100万円を超える調達件数全体では、業務システム刷新に伴う変更契約や保守契約の延長等により、24年度と比べ77件の増加（24年度410件⇒25年度487件）となり、うち競争性のない随意契約の件数は53件の増加（24年度161件⇒25年度214件）となっており、25年度における契約件数全体に占める随意契約の割合は、43.9%（24年度39.3%）となっています。 支部において支部別の財政状況を的確に把握できるようにするため、本部で支払いを行っている支部に帰属すべき経費も含めた「業務経費・一般管理費の支部別内訳一覧」を毎月各支部に提供し、各支部の経費削減等に活用しています。 コピー用紙等の消耗品の使用状況としては、A4コピー用紙は24年度と比べ395箱の減少（24年度39,975箱⇒25年度39,580箱）、プリンタートナー（黒）は24年度に比べ159個の増加（24年度3,109個⇒25年度3,268個）、プリンタートナー（カラー）は24年度に比べ379個の増加（24年度2304個⇒25年度2,683個）となっています。
<自己評価> 事務経費削減に向けた取り組みとして、年金事務所窓口職員の効率的配置による経費削減や、保険給付費支給決定通知書について、従来の封書による通知から圧着シーラーハガキに切り替えることによって、郵送費の削減を図るとともに、支部における事務作業の軽減を図ることができました。また、Webを活用した消耗品発注システムを導入し、必要部数を安価な価格で調達することにより、スケールメリットによるコストの削減及び事務軽減と適正な在庫管理が図られており、プリンタートナーや封筒、コピー用紙などは本部一括調達する仕組みを取り入れ経費削減効果を上げています。 調達実績はシステム刷新に伴う変更契約等が増加し、24年度に比べ25年度は77件増加しています。随意契約の件数については、変更契約やシステム保守契約の延長等により24年度と比べ53件増加していますが、調達については透明性、公平性の確保を図り、適正な調達事務を務めました。 コピー用紙等の消耗品については、コスト意識を高め、両面印刷や再利用などに取り組み、コピー用紙の使用量は減少しましたが、プリンタートナーの使用量は、広報資料の作成等のため、前年度に比べ増加しています。	B <委員ご意見> <最終評価>

全国健康保険協会の業績に関する評価（その他）

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

25年度事業計画		評価等	
1. 事業主との連携・連携強化への取組み			
【評価の視点】 支部管内の事業主（健康保険委員）との連携を進めるため、どのような取組みを行っているか。保健事業の推進などについて、よりよい協力関係を築き、事業主等との連携強化を図っていくため、どのような取組みを行っているか。	<事業報告（概要）> 【健康保険事業に関する健康保険委員に対する各種事業等の推進状況について】 - 各支部の活動として、健康保険委員や事務担当者向けの研修会や広報誌、メールマガジン等による、制度周知の活動を行っています。 - 各支部の活動状況の把握・推進を図るため、本部にて四半期に一度、各支部の活動状況の取りまとめを行い、委嘱者数の増減状況や好事例等の情報提供を行っています。 - 健康保険事業の推進・発展のため、尽力された健康保険委員に対しての支部長表彰、理事長表彰を実施しました。 25年度支部長表彰者数 307名（24年度 232名） 25年度理事長表彰者数 82名（24年度 70名） 【健康保険委員委嘱者数の拡大に関する活動状況について】 - 各支部の活動状況として、ホームページやメールマガジン、広報誌により、健康保険委員についての広報活動、その他事業所への郵送、電話による勧奨活動や研修・説明会等においての委嘱勧奨活動を行っています。 25年度委嘱者数は84,154人であり、24年度（71,890人）と比較して、12,264人増加（17.1%増）しました。 <次頁に続く>		
	<自己評価> 【健康保険事業に関する健康保険委員に対する各種事業等の推進について】 各支部での取組みを定期的に取りまとめ、それぞれの活動状況やその中で特に目立った活動等を定期的に情報提供しており、各支部における健康保険事業に関する各種事業等の推進を効率的に進めることができました。 また、健康保険委員の表彰を行うことで、健康保険委員の健康保険事業への一層の寄与の推進を図りました。 なお、厚生労働省へ要請を続けた結果、平成26年度からは厚生労働大臣表彰が新設されることとなっています。 【健康保険委員委嘱者数の拡大に関する活動状況について】 健康保険委員についての広報活動、委嘱勧奨活動を各支部にて実施しています。 また、各支部の取組み状況等について、定期的に情報共有を行ったことにより、効率的に委嘱者数を拡大することができました。 25年度委嘱者数は84,154人であり、24年度（71,890人）と比較して、12,264人増加（17.1%増）しました。 <次頁に続く>	A	<委員ご意見>

全国健康保険協会の業績に関する評価（その他）

※ 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を概ね達成している C：目標をやや下回っている D：目標を下回っており、大幅な改善が必要

25年度事業計画		評価等	
1. 事業主との連携・連携強化への取組み			
前掲のとおり	<事業報告（概要）> <前頁からの続き> 【事業所健康度診断（事業所カルテ）等を活用した特定保健指導の勧奨】 事業所と協会の距離をできるだけ縮め、健康づくりや医療費に対する認識を深めていただくため、支部の役職員で勧奨体制を作り事業所を訪問しています。その際、事業主に、健診結果の内容や事業所の医療費の相対的な位置付けについて認識し、協会を身近に感じていただくことを目的に、事業所の医療費データや健診結果データを比較分析した「事業所健康度診断（事業所カルテ）」を活用した保健指導の利用勧奨を行っています。25年度は44支部で事業所カルテを活用しており、26年度には全支部で活用する見込みです。また、各支部による独自の取組みも進めています。 <各支部による独自の取組事例> 《福岡支部》全職員体制で事業所訪問を行い訪問した事業所のうち約4割の事業所が特定健康指導を受け入れ、事業主の感想や訪問した職員からも意欲的な声が聞かれました。 《大分支部》25年度パイロット事業「一社一健康宣言」で企業の健康リスクを見える化した「事業所健康診断シート」を活用し、事業主の健康意識の醸成を図りました。 《鳥取支部》24年度パイロット事業において、事業所健康度診断を参考に「御社の健康診断カルテ」を作成し、保健指導の勧奨に活用しました。 【コラボヘルスの先駆けの取組み（大分支部・25年度パイロット事業）】 大分支部の「健康保険委員と連携した事業所まるごとの健康づくり事業（一社一健康宣言の展開）」は、「健康宣言」という形で健康推進企業としての取組みを社内に対して決意表明していただき、協会と事業所が一体となって加入者に対して健康意識の向上を図るとともに、事業主には事業所としての健康度の向上を図ることを目的としたものです。25年度末現在282事業所が参加を表明（健康宣言）していただき、大分支部の支援の下で、健康づくり事業に取り組んでいただいています。 26年度に全支部で策定する「データヘルス計画」においては、事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組み、いわゆる「コラボヘルス」を進めることとしていますが、この大分支部の取組みは先駆的な事業であり、全国的に拡充を図っていくこととしています。		
<自己評価> <前頁からの続き> 【事業所健康度診断（事業所カルテ）等を活用した特定保健指導の勧奨】 事業所と協会の距離をできるだけ縮め、健康づくりや医療費に対する認識を深めていただいて保健指導を利用していただくために、事業所健康度診断（事業所カルテ）を活用した利用勧奨を行いました。 【コラボヘルスの先駆けの取組み】 大分支部では、協会と事業所が一体となって加入者に対して健康意識の向上を図るとともに、事業主には事業所としての健康度の向上を図ることを目的として、「健康保険委員と連携した事業所まるごとの健康づくり事業（一社一健康宣言の展開）」を実施しました。25年度末現在282事業所が参加を表明（健康宣言）していただき、大分支部の支援の下で、健康づくり事業に取り組んでいただいています。	<委員ご意見>	<最終評価>	